

2026年4月30日

株式会社 SHINKO

管理本部 総務部

派遣法に基づくマージン率の開示

労働者派遣法第23条第5項に基づき、2025年度における情報を次のとおり開示いたします。

1. マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

2. マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費等）なども含まれています。

■株式会社 SHINKO 本社

〒111-0053

東京都台東区浅草橋五丁目20番8号 CSタワー7階・8階

派遣労働者の数	42
派遣先数	7
マージン率	36.4%
派遣料金の平均額	31,718 円/8H
賃金の平均額	20,162 円/8H
キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容	新卒採用者研修、職能別訓練、階層別研修
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社：03-5822-7600 社員相談窓口（本社）：070-2151-7361
待遇決定方式	労使協定方式 2026年4月1日締結 （有効期間：2027年3月31日まで） 協定労働者の範囲：派遣先の業務に従事する従業員
その他（社会保険、福利厚生）	社会保険：健康保険、厚生年金保険 労働保険：雇用保険、労災保険 安全衛生：健康診断、ストレスチェック、予防接種補助 休暇休業：フレックス休暇、育児休暇、介護休業等

2026年4月30日

株式会社 SHINKO

管理本部 総務部

派遣法に基づくマージン率の開示

労働者派遣法第23条第5項に基づき、2025年度における情報を次のとおり開示いたします。

1. マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

2. マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費等）なども含まれています。

■株式会社 SHINKO 北海道支店

〒060-0033

北海道札幌市中央区北三条東八丁目8番地4 砂子ビル4階

派遣労働者の数	11
派遣先数	3
マージン率	34.2%
派遣料金の平均額	29,346 円/8H
賃金の平均額	19,299 円/8H
キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容	新卒採用者研修、職能別訓練、階層別研修
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社：03-5822-7600 社員相談窓口（本社）：070-2151-7361
待遇決定方式	労使協定方式 2026年4月1日締結 （有効期間：2027年3月31日まで） 協定労働者の範囲：派遣先の業務に従事する従業員
その他（社会保険、福利厚生）	社会保険：健康保険、厚生年金保険 労働保険：雇用保険、労災保険 安全衛生：健康診断、ストレスチェック、予防接種補助 休暇休業：フレックス休暇、育児休暇、介護休業等

2026年4月30日

株式会社 SHINKO

管理本部 総務部

派遣法に基づくマージン率の開示

労働者派遣法第23条第5項に基づき、2025年度における情報を次のとおり開示いたします。

1. マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

2. マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費等）なども含まれています。

■株式会社 SHINKO 東北支店

〒984-0011

宮城県仙台市若林区六丁の目西町8番1号 斎喜センタービル7階

派遣労働者の数	31
派遣先数	3
マージン率	35.5%
派遣料金の平均額	28,979 円/8H
賃金の平均額	18,677 円/8H
キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容	新卒採用者研修、職能別訓練、階層別研修
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社：03-5822-7600 社員相談窓口（本社）：070-2151-7361
待遇決定方式	労使協定方式 2026年4月1日締結 （有効期間：2027年3月31日まで） 協定労働者の範囲：派遣先の業務に従事する従業員
その他（社会保険、福利厚生）	社会保険：健康保険、厚生年金保険 労働保険：雇用保険、労災保険 安全衛生：健康診断、ストレスチェック、予防接種補助 休暇休業：フレックス休暇、育児休暇、介護休業等

2026年4月30日

株式会社 SHINKO

管理本部 総務部

派遣法に基づくマージン率の開示

労働者派遣法第23条第5項に基づき、2025年度における情報を次のとおり開示いたします。

1. マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

2. マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費等）なども含まれています。

■株式会社 SHINKO 北関東支店

〒330-0855

埼玉県さいたま市大宮区上小町468 エルドヴェール1階

派遣労働者の数	22
派遣先数	3
マージン率	41.3%
派遣料金の平均額	31,043 円/8H
賃金の平均額	18,225 円/8H
キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容	新卒採用者研修、職能別訓練、階層別研修
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社：03-5822-7600 社員相談窓口（本社）：070-2151-7361
待遇決定方式	労使協定方式 2026年4月1日締結 （有効期間：2027年3月31日まで） 協定労働者の範囲：派遣先の業務に従事する従業員
その他（社会保険、福利厚生）	社会保険：健康保険、厚生年金保険 労働保険：雇用保険、労災保険 安全衛生：健康診断、ストレスチェック、予防接種補助 休暇休業：フレックス休暇、育児休暇、介護休業等

2026年4月30日

株式会社 SHINKO

管理本部 総務部

派遣法に基づくマージン率の開示

労働者派遣法第23条第5項に基づき、2025年度における情報を次のとおり開示いたします。

1. マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

2. マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費等）なども含まれています。

■株式会社 SHINKO 東京支店

〒135-0032

東京都江東区福住二丁目5番4号 IXINAL 門前仲町5階

派遣労働者の数	43
派遣先数	4
マージン率	36.3%
派遣料金の平均額	30,879 円/8H
賃金の平均額	19,675 円/8H
キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容	新卒採用者研修、職能別訓練、階層別研修
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社：03-5822-7600 社員相談窓口（本社）：070-2151-7361
待遇決定方式	労使協定方式 2026年4月1日締結 （有効期間：2027年3月31日まで） 協定労働者の範囲：派遣先の業務に従事する従業員
その他（社会保険、福利厚生）	社会保険：健康保険、厚生年金保険 労働保険：雇用保険、労災保険 安全衛生：健康診断、ストレスチェック、予防接種補助 休暇休業：フレックス休暇、育児休暇、介護休業等

2026年4月30日

株式会社 SHINKO

管理本部 総務部

派遣法に基づくマージン率の開示

労働者派遣法第23条第5項に基づき、2025年度における情報を次のとおり開示いたします。

1. マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

2. マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費等）なども含まれています。

■株式会社 SHINKO 南関東支店

〒221-0835

神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町二丁目21番1号 ダイヤビル7階

派遣労働者の数	10
派遣先数	1
マージン率	40.0%
派遣料金の平均額	32,058 円/8H
賃金の平均額	19,238 円/8H
キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容	新卒採用者研修、職能別訓練、階層別研修
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社：03-5822-7600 社員相談窓口（本社）：070-2151-7361
待遇決定方式	労使協定方式 2026年4月1日締結 （有効期間：2027年3月31日まで） 協定労働者の範囲：派遣先の業務に従事する従業員
その他（社会保険、福利厚生）	社会保険：健康保険、厚生年金保険 労働保険：雇用保険、労災保険 安全衛生：健康診断、ストレスチェック、予防接種補助 休暇休業：フレックス休暇、育児休暇、介護休業等

2026年4月30日

株式会社 SHINKO

管理本部 総務部

派遣法に基づくマージン率の開示

労働者派遣法第23条第5項に基づき、2025年度における情報を次のとおり開示いたします。

1. マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

2. マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費等）なども含まれています。

■株式会社 SHINKO 中部支店

〒452-0805

愛知県名古屋市西区市場木町 390 番地 ミュキビジネスパーク一号館 4 階

派遣労働者の数	25
派遣先数	6
マージン率	41.3%
派遣料金の平均額	30,298 円/8H
賃金の平均額	17,776 円/8H
キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容	新卒採用者研修、職能別訓練、階層別研修
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社：03-5822-7600 社員相談窓口（本社）：070-2151-7361
待遇決定方式	労使協定方式 2026年4月1日締結 （有効期間：2027年3月31日まで） 協定労働者の範囲：派遣先の業務に従事する従業員
その他（社会保険、福利厚生）	社会保険：健康保険、厚生年金保険 労働保険：雇用保険、労災保険 安全衛生：健康診断、ストレスチェック、予防接種補助 休暇休業：フレックス休暇、育児休暇、介護休業等

2026年4月30日

株式会社 SHINKO

管理本部 総務部

派遣法に基づくマージン率の開示

労働者派遣法第23条第5項に基づき、2025年度における情報を次のとおり開示いたします。

1. マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

2. マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費等）なども含まれています。

■株式会社 SHINKO 関西支店

〒541-0054

大阪府大阪市中央区南本町三丁目1番12号 カネセ中央ビル3階

派遣労働者の数	26
派遣先数	6
マージン率	31.2%
派遣料金の平均額	29,429 円/8H
賃金の平均額	20,261 円/8H
キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容	新卒採用者研修、職能別訓練、階層別研修
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社：03-5822-7600 社員相談窓口（本社）：070-2151-7361
待遇決定方式	労使協定方式 2026年4月1日締結 （有効期間：2027年3月31日まで） 協定労働者の範囲：派遣先の業務に従事する従業員
その他（社会保険、福利厚生）	社会保険：健康保険、厚生年金保険 労働保険：雇用保険、労災保険 安全衛生：健康診断、ストレスチェック、予防接種補助 休暇休業：フレックス休暇、育児休暇、介護休業等

2026年4月30日

株式会社 SHINKO

管理本部 総務部

派遣法に基づくマージン率の開示

労働者派遣法第23条第5項に基づき、2025年度における情報を次のとおり開示いたします。

1. マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

2. マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費等）なども含まれています。

■株式会社 SHINKO 中四国支店

〒731-0113

広島県広島市安佐南区西原七丁目5番20号 比良ビル2階

派遣労働者の数	14
派遣先数	3
マージン率	38.1%
派遣料金の平均額	29,655 円/8H
賃金の平均額	18,347 円/8H
キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容	新卒採用者研修、職能別訓練、階層別研修
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社：03-5822-7600 社員相談窓口（本社）：070-2151-7361
待遇決定方式	労使協定方式 2026年4月1日締結 （有効期間：2027年3月31日まで） 協定労働者の範囲：派遣先の業務に従事する従業員
その他（社会保険、福利厚生）	社会保険：健康保険、厚生年金保険 労働保険：雇用保険、労災保険 安全衛生：健康診断、ストレスチェック、予防接種補助 休暇休業：フレックス休暇、育児休暇、介護休業等

2026年4月30日

株式会社 SHINKO

管理本部 総務部

派遣法に基づくマージン率の開示

労働者派遣法第23条第5項に基づき、2025年度における情報を次のとおり開示いたします。

1. マージン率の計算式

$$\text{マージン率} = (\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}) \div \text{派遣料金の平均額}$$

(小数点第2位以下を四捨五入)

2. マージンには、営業利益以外に法定福利費、その他経費（教育訓練費、福利厚生費、有給休暇取得、募集採用費、労務管理費、事務所費、光熱費等）なども含まれています。

■株式会社 SHINKO 九州支店

〒812-0004

福岡県福岡市博多区榎田二丁目9番3号 ファーストビルⅡ

派遣労働者の数	12
派遣先数	4
マージン率	35.5%
派遣料金の平均額	29,630 円/8H
賃金の平均額	19,103 円/8H
キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容	新卒採用者研修、職能別訓練、階層別研修
キャリアコンサルティングの相談窓口連絡先	本社：03-5822-7600 社員相談窓口（本社）：070-2151-7361
待遇決定方式	労使協定方式 2026年4月1日締結 （有効期間：2027年3月31日まで） 協定労働者の範囲：派遣先の業務に従事する従業員
その他（社会保険、福利厚生）	社会保険：健康保険、厚生年金保険 労働保険：雇用保険、労災保険 安全衛生：健康診断、ストレスチェック、予防接種補助 休暇休業：フレックス休暇、育児休暇、介護休業等